

15 法定外税の実施状況（令和6年度）

(1) 道府県法定外普通税

令和7年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 （直近の更新） 5年度決算額 （百万円）
1	沖縄県	石油価格調整税	元売業者の揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの（元売業者）	申告納付	1,500円/kl	S47. 6. 1施行 (R6. 4. 1) 949
2	福井県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51. 11. 10施行 (R3. 11. 10) 14, 436
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②51, 200円/千kW（3か月）（廃止措置中は2分の1）	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③375円/kg（3か月）	
3	愛媛県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54. 1. 16施行 (R6. 1. 16) 1, 675
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②59, 000円/千kW（3か月）（廃止措置計画の認可後は29, 500円/千kW/課税期間（3か月））	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③600円/kg	
4	佐賀県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54. 4. 1施行 (R6. 4. 1) 2, 165
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②59, 000円/千kW（3か月）（廃止措置計画の認可日の翌月以降29, 500円/千kW/課税期間（3か月））	
			③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵	③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③750円/kg	
5	島根県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55. 4. 1施行 (R2. 4. 1) 748
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②41, 100円/千kW（3か月）（発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63, 000円/千kW/課税期間（3か月））	
6	静岡県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55. 4. 1施行 (R2. 4. 1) 1, 240
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29, 500円/千kW（3か月）	
7	鹿児島県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58. 6. 1施行 (R6. 7. 4) 2, 257
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②60, 060円/千kW（3か月）	
8	宮城県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58. 6. 21施行 (R5. 6. 21) 370
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②22, 300円/千kW（3か月）（廃止措置中は11, 150円/千kW（3か月））	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の4.5	S59.11.15施行 (R6.11.15) 4,713
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②52,330円/千kW(3か月)	
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (R5.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (R4.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①34,000円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (R6.4.1) 1,238
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の保管(原子炉施設)	③使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③原子炉設置者		③1,500円/kg	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④60,100円/kg	
			⑤使用済燃料の保管(再処理施設)	⑤使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,500円/kg	
			⑥高放射性廃液の保管	⑥高放射性廃液の数量	⑥再処理事業者		⑥2,263,000円/m ³	
			⑦ガラス固化体の保管	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦再処理事業者		⑦1,219,000円/本 (420本超過分は1,401,000円/本)	
			⑧プルトニウムの保管	⑧プルトニウムの重量	⑧原子力事業者		⑧5,100円/kg	
			⑨放射性廃棄物の発生	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨106,000円/m ³	
			⑩放射性廃棄物の保管	⑩放射性廃棄物の容器の容量	⑩原子力事業者		⑩5,100円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①36,500円/kg	H3.9.28施行 (R6.8.31) 19,601
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38,250円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の8.5	
			④使用済燃料の貯蔵(中間貯蔵施設)	④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④使用済燃料貯蔵事業者		④620円/kg	
			⑤使用済燃料の受入れ	⑤受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤19,400円/kg	
			⑥使用済燃料の貯蔵(再処理施設)	⑥使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑥再処理事業者		⑥1,300円/kg (当分の間8,300円/kg)	
			⑦廃棄物の埋設	⑦廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑦廃棄物埋設事業者		⑦96,500円/m ³	
			⑧廃棄物の管理	⑧ガラス固化体の容器の数量	⑧廃棄物管理事業者		⑧2,971,300円/本	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
14	宮城県	再生可能エネルギー地域共生促進税	再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、バイオマスに限る。） ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される（地域との共生が図られている）場合等は除く。	総発電出力（再生可能エネルギー発電設備の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値）	再生可能エネルギー発電設備の所有者	普通徴収	① 太陽光発電設備：620円／kW ② 風力発電設備：2,470円／kW ③ バイオマス発電設備：1,050円／kW ただし、①、②については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であって、かつ、当該設備に係る同法第3条第2項に規定する調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額が一定の価格以上の場合は、当該額に応じて別に定める税率。	R6. 4. 1施行

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税は、令和6年4月1日に施行されたものであり、令和5年度の徴収実績はない。

(2) 市町村法定外普通税

令和7年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
1	静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51. 4. 1施行 (R3. 3. 31) 529
2	福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車（自転車を除く）…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15. 5. 23施行 (R6. 5. 23) 74
3	鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料（使用済核燃料集合体）の数量（1発電用原子炉につき157体を超える分）	発電用原子炉の設置者	申告納付	290, 000円/体	H15. 11. 1施行 (R6. 1. 5) 534
4	愛媛県 伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者	申告納付	550円/kg	H30. 4. 1施行 (R5. 4. 1) 406
5	新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	①発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管 ②発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料（ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。）	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量（使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量）	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	①620円/kg ②使用済核燃料が使用済核燃料貯蔵施設等へ搬出されるまでの間、重量1 kgにつき次の額を加算 1年目：50円 2年目：100円 3年目：150円 4年目：200円 5年目：250円 （5年が上限）	R2. 10. 1施行 747
6	東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸（専用面積30㎡未満の住戸）を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 287
7	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25. 3. 30施行 (R4. 8. 1) 370
8	広島県 廿日市市	宮島訪問税	船舶により宮島町の区域に訪問（※）をする行為 （※）訪問とは、宮島町以外の区域（公有水面を除く。）から宮島町の区域（公有水面を除く。）に入域することをいう。	船舶により宮島町の区域への訪問をする回数	訪問者（※） （※）訪問者とは、旅客船舶により訪問をする旅客その他の者（旅客船舶の乗員を除く。）又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。 （1）宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者 （2）宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等	特別徴収、申告納付	1人1回につき100円 1年分を一時に納付する場合は、1人1年につき500円	R5. 9. 1施行 167
9	青森県 むつ市	使用済燃料税	使用済燃料の貯蔵（中間貯蔵施設）	使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	使用済燃料貯蔵事業者	申告納付	620円/kg	R6. 9. 24施行 〔平年度見込額〕 7

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 青森県むつ市使用済燃料税は、令和5年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の平年度税収見込額を記載している。
○ 京都府京都市非居住住宅利活用促進税は、施行日が未定とされているため記載していない。（参考：総務大臣協議時の平年度税収見込額約954百万円）

(3) 道府県法定外目的税

令和7年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 519
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 551
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (R5.4.1) 554
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (R5.4.1) 6
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 93
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 84
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 229
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行 57

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 158
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 188
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 123
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 221
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 438
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 304
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 195
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 144
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 115

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 363
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 184
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 324
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 123
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 450
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 424
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 50
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 763
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 151

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行 212
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円	H14.10.1施行 4,399
29	大阪府	宿泊税	ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項及び第3項の営業)、国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 7千円以上15千円未満 …100円 15千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …300円	H29.1.1施行 2,510
30	福岡県	宿泊税	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県内の宿泊施設における宿泊数	福岡県内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ただし、宿泊に対して税を課す市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。	R2.4.1施行 1,733
31	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 …3,000円/回 ・一般乗合用バス …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行 4

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

令和7年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 10
2	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において 埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分事業 者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行 1,085
3	佐賀県 玄海町	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉 を廃止したものはこの限り ではない。)	発電用原子炉の設置 者	申告納付	550円/kg	H29.4.1施行 (R4.4.1) 483
4	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下 は課税免除)	H17.4.25施行 4
5	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下 は課税免除)	H20.7.1施行 3
6	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下 は課税免除)	H23.4.1施行 13
7	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等 により座間味村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、航空機等により座 間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等 により座間味村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下 は課税免除)	H30.4.1施行 10
8	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行 58

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
9	京都府 京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が ^a 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 (修学旅行その他学校行事等に参加する者及びその引率者は課税免除)	H30.10.1施行 5,199
10	石川県 金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・旅館業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が ^a 5千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	H31.4.1施行 1,036
11	北海道 倶知安町	宿泊税	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	宿泊料金の2%	R1.11.1施行 444
12	福岡県 福岡市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が ^a 2万円未満 …150円 2万円以上 …450円	R2.4.1施行 2,816
13	福岡県 北九州市	宿泊税	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき150円	R2.4.1施行 384

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
14	長崎県 長崎市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 10千円未満 …100円 10千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	R5. 4. 1施行 297
15	北海道 二セコ町	宿泊税	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上100千円未満 …1,000円 100千円以上 …2,000円 ※当分の間、宿泊料金が5,001円未満 …100円	R6. 11. 1施行 〔平年度見込額 162〕
16	愛知県 常滑市	宿泊税	常滑市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用	常滑市内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	常滑市内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき 200円	R7. 1. 6施行 (予定) 〔平年度見込額 200〕
17	静岡県 熱海市	宿泊税	熱海市内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用	熱海市内の宿泊施設における宿泊数	熱海市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき 200円	R7. 4. 1施行 (予定) 〔平年度見込額 600〕
18	北海道 赤井川村	宿泊税	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 8千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	R7. 11. 1施行 (予定) 〔平年度見込額 42〕

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 北海道ニセコ町宿泊税、愛知県常滑市宿泊税、静岡県熱海市宿泊税、北海道赤井川村宿泊税は、令和5年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の平年度税収見込額を記載している。